

○津山市都市公園条例施行規則

昭和36年4月1日

津山市規則第10号

改正 昭和37年3月31日規則第8号

昭和39年6月30日規則第32号

昭和42年10月18日規則第22号

昭和44年3月31日規則第14号

昭和48年3月30日規則第11号

昭和50年3月25日規則第7号

昭和50年9月30日規則第22号

昭和54年3月20日規則第3号

昭和55年3月31日規則第6号

昭和58年6月1日規則第18号

昭和62年12月23日規則第82号

平成4年3月24日規則第8号

平成9年3月24日規則第10号

平成13年3月23日規則第8号

平成14年3月22日規則第9号

平成15年2月10日規則第1号

平成17年2月25日規則第30号

平成17年10月11日規則第80号

平成19年3月30日規則第30号

平成19年9月26日規則第68号

平成21年3月1日規則第5号

平成22年10月1日規則第50号

平成25年4月1日規則第25号

平成27年3月24日規則第7号

令和3年3月31日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市都市公園条例（昭和34年津山市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(商業広告の表示)

第1条の2 条例第3条第1項各号列記以外の部分の市長が別に定める都市公園は、津山スポーツセンターとする。

2 条例第3条第1項第5号の商業広告は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

(1) 予め定められたものについてその広告主を募集する方式によるものであること。

(2) 公衆から視認できない閉鎖された場所に都市公園内の施設の用途又は目的を妨

げない表示の方法で掲示されるものであつて、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当しないものであること。

(3) 当該広告物の構造、表記内容及び金額について、市長が別に定めるところにより行う広告に係る審査で承認を得られたものであること。

(許可申請書の提出)

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び第6条第2項若しくは第3項又は、条例第3条第2項若しくは第3項に規定する許可申請書は、当該行為の日前2月以内（条例第3条第1項第5号に掲げる行為に係るものにあつては、前条第2項第1号の規定による募集の期間内）に提出しなければならない。

2 許可を受けたものが許可期間満了後引き続き許可を受けようとする場合（従前の許可期間が3月以下のものに係る場合を除く。）における許可申請書は、前項の規定にかかわらず許可期間満了前1月までに提出しなければならない。

(許可証の交付)

第3条 許可申請書を提出して許可されたものに対しては、許可証を交付するものとする。

(公園の供用日及び供用時間)

第4条 公園の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

名称	開園日	開園時間	
鶴山公園	1月1日～12月28日	1月～3月・10月～12月	時 分 時 分 8.40から17.00まで
		4月～9月	8.40から19.00まで
		ただし、さくらまつり期間中	8.40から22.00まで
衆楽公園	1月1日～12月31日	1月～3月・11月・12月	7.00から17.00まで
		4月～10月	7.00から20.00まで
西部公園	1月1日～12月31日	1月～12月	8.00から21.30まで

2 前項の規定にかかわらず、衆楽公園及び西部公園の照明施設については、その供用日は1月4日から12月27日までとし、点灯のできる時間は21時までとする。

(有料公園の利用券の種類及び様式)

第5条 有料公園の利用券の種類及び様式は、次のとおりとする。

種類	説明	様式
一般利用券	有料として1回限り通用	様式第1号又は様式第1号の2

団体一般利用券	有料として1回限り通用	様式第2号
招待利用券	無料として1回限り通用	様式第3号
優待入園券	無料として1年間通用	様式第4号
公用利用券	無料として1年間通用	様式第5号
特別利用券	無料として所要時間内通用	様式第6号

(都市公園管理職員証)

第6条 条例第11条第2項の職員の身分を証明する証票は、様式第7号のとおりとする。

(使用料の減免理由)

第7条 条例第15条の市長が必要と認める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 責任者に引卒された小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者の団体が教育上の目的で当該行為又は利用をするとき。
- (2) 警察官等が職務執行上利用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免額)

第8条 使用料の減免額は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けたものの責めに帰することのできない理由によつて、当該行為又は、利用することができなくなつた場合
 - ア 当該行為又は利用の開始のとき 全額
 - イ 許可期間中に当該行為又は、利用することが出来なくなつたとき 事実の発生した以後の使用料の全額
- (2) 前条第1号又は第2号の規定に該当する場合 全額
- (3) 前条第3号の規定に該当する場合 2分の1又は全額

(使用料の減免申請)

第9条 使用料の減免を受けようとするものは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第16条ただし書の市長が相当の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 条例第12条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 許可を受けたものが当該行為又は利用の開始前7日までに当該許可の取消しを申出、許可を取り消された場合

(使用料還付の通知及び請求)

第11条 市長は、使用料を還付するときは、その納付者に対し使用料還付通知書をもつて通知するものとする。

2 納付者は、使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付請求書により請求しなければならない。

(有料公園利用料の減免及び還付)

第12条 第7条から前条までの規定にかかわらず、有料公園利用料の減免又は還付の要

件、額及び手続は、次のとおりとする。

減免又は還付要件	減免又は還付額	手続
小学校、中学校及びこれに準ずる学校の教職員等が、児童又は生徒の引率者として利用するとき。	全額免除	団体利用免除申請書を事前に提出し、その許可を受けておくとともに、当該学校の教職員等であることを確認できる証等を提示すること。
身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添い1名が利用するとき。	全額免除	身体障害者手帳を提示すること。
市内に居住する65歳以上の者が利用するとき。	全額免除	住所及び年齢を確認できる証等を提示すること。
警察官等が職務執行上利用するとき。	全額免除	警察官等であることを確認できる証等を提示すること。
災害その他不可抗力により、利用に支障を生じたとき。	全額還付	そのつど市長が定める。
その他特に必要と認めるとき。	そのつど市長が定める。	

(申請、許可、通知書等の様式)

第13条 申請書、許可証その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 公園施設設置許可申請書 様式第8号
- (2) 公園施設管理許可申請書 様式第9号
- (3) 都市公園占用許可申請書 様式第10号
- (4) 都市公園内行為許可申請書 様式第11号
- (5) 有料公園施設利用許可申請書 様式第12号
- (6) 公園施設設置許可証 様式第13号
- (7) 公園施設管理許可証 様式第14号
- (8) 都市公園占用許可証 様式第15号
- (9) 都市公園内行為許可証 様式第16号
- (10) 有料公園施設利用許可証 様式第17号
- (11) 使用料減免申請書 様式第18号
- (12) 使用料還付通知書 様式第19号
- (13) 使用料還付請求書 様式第20号
- (14) 団体利用免除申請書 様式第21号
- (15) 団体利用免除許可証 様式第22号
- (16) 公園構成土地物件に関する権利変動届 様式第23号

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第17条の2の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）に有料公園及び有料公園施設の管理を行わせる場合における様式第12号、様式第17号、様式第21号及び様式第22号中「津山市長」

とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

2 津山市都市公園条例施行規則(昭和34年津山市規則第5号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行前に旧規則により許可されているものについては、この規則の適用を受けたものとみなす。

付 則(昭和37年3月31日規則第8号)

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則(昭和39年6月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年10月18日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年3月31日規則第14号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年3月30日規則第11号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年3月25日規則第7号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年9月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年3月20日規則第3号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年6月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月23日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年3月24日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式のうち、この規則施行の際現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成9年3月24日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式のうち、この規則施行の際現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

付 則 (平成13年3月23日規則第8号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月22日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年2月10日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年2月25日規則第30号)

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

付 則 (平成17年10月11日規則第80号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年9月26日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年3月1日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年10月1日規則第50号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日規則第25号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月24日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の津山市都市公園条例施行規則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

(表)

一般 利用券	一般利用券	津山鶴山公園
	円 1人1回限り	

(裏)

鶴山公園概要		
--------	--	--

様式第1号の2(第5条関係)

鶴山公園利用(入園)券

一般券

(1人1回限り)

様式第2号(第5条関係)

(表)

団体一般 利用券	団体一般利用券 1人1回限り	津山鶴山公園
-------------	-------------------	--------

(裏)

鶴山公園概要		
--------	--	--

様式第3号(第5条関係)

鶴山公園
招待利用券
(1人1回限り)

津山市 印

様式第4号(第5条関係)

(表)

No.		様
	鶴山公園	
	優待入園券	
	年 月 日限	
		津山市

(裏)

1	この券の御使用は、記名御本人に限ります。
2	御入園の際は、係員にお示しください。
3	この券の再発行はいたしません。
4	この券の通用期間後は、お返しください。

様式第5号(第5条関係)

(表)

No.
鶴山公園 公用利用券
様
有効 期限
津山市 印

(裏)

御注意
1 この券の使用は記名、本人に限ります。
1 この券は公務のための公園利用以外は使用できません。
1 この券を紛失したときは、直ちに届出てください。
1 期間内の再発行はいたしません。
1 期間満了しだい、返戻願います。
発行 年 月 日

様式第6号(第5条関係)

No.

鶴山公園

特別利用券

津山市 印

様式第7号(第6条関係)

(表)

第 号
職 氏名
都市公園管理職員証
年 月 日発行
津山市

(裏)

- 1 本証は、都市公園の管理上必要な事項について報告を求め、若しくは必要な場所に立入り調査し、又は検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があつたときは、いつでもこれを提出しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1箇年とする。

様式第8号(第13条関係)

公園施設設置許可申請書

津山市長 殿

年 月 日

住 所

申請人

氏 名

下記のとおり公園施設を設置したいので、許可くださるよう申請します。

1 設置する都市公園名			
2 設 置 位 置		3 設置面積	m ²
4 設置する公園施設の 種類及び構造			
5 設 置 目 的			
6 設 置 理 由			
7 設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
8 公園施設の管理方法			
9 工 事 実 施 方 法			
10 工 事 実 施 期 間	着手 許可の翌日から 完了 着手の日から		日以内 日以内
11 都市公園の復旧方法			
12 そ の 他			
13 使 用 法			

様式第9号(第13条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

住 所
申請人
氏 名

下記のとおり公園施設を管理したいので、許可くださるよう申請します。

1	管理施設所在の都市公園名		
2	管理施設の種類及び構造	3 管理施設面積	m ²
4	管 理 目 的		
5	管 理 方 法		
6	管 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
7	そ の 他		
8	使 用 料		

様式第10号(第13条関係)

都市公園占用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

住 所
申請人
氏 名

下記のとおり都市公園を占用したいので、許可くださるよう申請します。

1 占用する都市公園名			
2 占 用 位 置		3 占用面積又は 占有物件の数量	
4 占用物件の種類及び 構造			
5 占 用 目 的			
6 占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
7 工 事 実 施 方 法			
8 占用物件の管理方法			
9 工 事 実 施 期 間	着手 許可の翌日から		日以内
	完了 着手の日から		日以内
10 都市公園の復旧方法			
11 そ の 他			
12 使 用 料			

様式第11号(第13条関係)

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請人 住 所

氏 名

下記のとおり都市公園内において行為をしたいので、許可くださるよう申請いたします。

1	行為をする都市公園名		
2	行為の位置又は公園施設	3 作為面積	m ²
4	行 為 内 容		
5	行 為 目 的		
6	行為の期限又は時間		
7	都市公園の復旧方法		
8	そ の 他		
9	使 用 料		

様式第12号(第13条関係)

有料公園施設利用許可申請書

津山市長 殿

申請人 住 所
氏 名

下記のとおり利用したいので許可くださるよう申請します。

使 用 料 円

有料公園利用施設の名称 及び種類			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日	時から	時まで
入場料等徴収の有・無	有	円	無
そ の 他			

年 月 日

様式第13号(第13条関係)

公園施設設置許可証

許可第 号

年 月 日

申請人 住所
氏名

1 設置する都市公園名			
2 設置位置	3 設置面積	m ²	
4 設置する公園施設の 種類及び構造			
5 設置目的			
6 設置理由			
7 設置期間			
8 公園施設の管理方法			
9 工事施行方法			
10 工事実施期間	着手 完了	許可の翌日から 着手の日から	日以内 日以内
11 都市公園の復旧方法			
12 その他			
13 使用料			
14 条件	下記のとおり		

上記のとおり公園施設設置を許可する。

年 月 日

津山市長

印

記

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに津山市都市公園条例第8条及び津山市都市公園条例施行規則第2条を守らなければならない。
- 2 許可なく措置目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 設置物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けたものが第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けたものが都市公園を荒廃し、又は毀損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けたものは、自己の費用をもつて許可にかかる物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

様式第14号(第13条関係)

公園施設管理許可証

許可第 号

申請人 住所
氏名

1	管理施設所在の都市公園名		
2	管理施設の種別及び構造	3	管理施設の面積 m ²
4	管理目的		
5	管理方法		
6	管理期間	年 月 日から	年 月 日まで
7	その他		
8	使用料		
9	条件	下記のとおり	

上記のとおり公園施設の管理を許可する。

年 月 日

津山市長



記

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに津山市都市公園条例第8条及び津山市都市公園条例施行規則第2条を守らなければならない。
- 2 許可なく管理目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 管理物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けたものが第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けたものが都市公園を荒廃し、又は毀損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であつても本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けたものは自己の費用をもつて許可にかかる物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

様式第15号(第13条関係)

都 市 公 園 占 用 許 可 証

許可第 号

申請人 住 所
氏 名

1 占用する都市公園名			
2 占 用 位 置		3 占有面積又は占有物件の数量	
4 占有物件の種類及び構造			
5 占 用 目 的			
6 占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
7 工 事 実 施 方 法			
8 占有物件の管理方法			
9 工 事 実 施 期 間	着手完了	許可の翌日から 着手の日から	日以内 日以内
10 都市公園の復旧方法			
11 そ の 他			
12 使 用 料			
13 条 件	下記のとおり		

上記のとおり都市公園の占有を許可する。

年 月 日

津山市長



記

- 1 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに津山市都市公園条例第8条及び津山市都市公園条例施行規則第2条を守らなければならない。
- 2 許可なく占有目的以外の用途に使用してはならない。
- 3 占有物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 許可を受けたものが、第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 許可を受けた者が公園を荒廃し、又は毀損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けたものは、自己の費用をもつて許可にかかる物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

様式第16号(第13条関係)

都市公園内行為許可証

許可第 号

申請人住所
氏名

1 行為する都市公園名			
2 行為の位置又は公園施設		3 行為面積	m ²
4 行為内容			
5 行為目的			
6 行為の期間又は時間	年 月 日 午 ^前 後 時 分～ 年 月 日 午 ^前 後 時 分迄		
7 都市公園の復旧方法			
8 その他			
9 使用料			
10 条件	下記のとおり		

上記のとおり都市公園内における を許可する。
年 月 日

津山市長



記

- 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに津山市都市公園条例第8条及び津山市都市公園条例施行規則第2条を守らなければならない。
- 許可なく管理目的以外の用途に使用してはならない。
- 管理物件を第三者に転貸してはならない。
- 許可を受けたものが第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 許可を受けたものが都市公園を荒廃し、又は毀損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 許可期間中であつても本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すこともある。
- 許可を受けたものは、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

様式第17号(第13条関係)

有料公園施設利用許可証

申請人 住所
氏名

様

使用料

円

有料公園利用施設の名称 及び種類			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日	時から	時まで
入場料等徴収の有・無	有	円	無
そ の 他			

上記のとおり有料公園施設の利用を許可します。

年 月 日

津山市長



様式第18号(第13条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請人 住 所

氏 名

下記理由により使用料を減免くださるよう申請します。

許可申請事項	都市公園名	
	位置又は種類	
	目 的	
	期 間	
減免申請の額		
減免申請の理由		

様式第19号(第13条関係)

使用料還付通知書

年 月 日

様

津山市長



下記のとおり使用料を還付しますから、別紙還付請求書を至急提出してください。

還付額 _____ 円

ただし、

許可事項	番号及び年月日	許可第 _____ 号 _____ 年 月 日
	都市公園名	
	位置又は種類	
	目的	
納付年月日	_____ 年 月 日	
納付額	_____ 円	
還付の理由		
備考		

様式第20号(第13条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

津山市長 殿

住所
請求者
氏名

円

ただし、
明細

許可番号	許可第	_____	号
許可年月日	_____	年 月 日	
納付年月日	_____	年 月 日	
納付額	_____		円

様式第21号（第13条関係）

団体利用免除申請書			
			年 月 日
津山市長 殿		団体名 代表者氏名	
鶴山公園利用料の免除について、次のとおり申請します。			
区分	一般（16歳以上の者）	16歳未満の者	計
利用者数			
入園目的			
1 観光 2 見学 3 その他の目的（ ）			

様式第22号（第13条関係）

団体利用免除許可証			
団体名 代表者氏名			
区分	一般（16歳以上の者）	16歳未満の者	計
利用者数			
入園目的 1 観光 2 見学 3 その他の目的（ ）			
鶴山公園利用料の免除について、次のとおり許可します。			
			年 月 日 津 山 市 長

様式第23号(第13条関係)

公園構成土地物件に関する権利変動届

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所
氏名



下記のとおり

所有権を移転
抵当権を設定
抵当権を移転

 したので届け出ます。

記

1 公園名	
2 所有権を移転(抵当権を設定, 移転)した物件	
3 権利変動年月日	年 月 日
4 新所有者又は抵当権者の住所氏名	
5 その他	

注 権利の変動を証する書類を添付すること。